

第 8 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 6 年 8 月 1 6 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席部会委員 1 小澤 哲男・ 2 川邊 千秋・ 4 田村 明
8 喜多 義幸・ 9 竹尾 泰 ・ 10 田中 茂人
11 清水・喜代己・ 12 平松 崇己・ 13 横山 光次
19 太田 義政・ 21 坂野 大徹

以上 1 1 名

欠席委員 3 下井 弘・ 5 若林 卓哉・ 23 水谷 隆

出席部会員外委員

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事務局職員 野村事務局長・加賀次長・和田主査

総合支所 河芸：本郷副主幹 芸濃：柴田担当副主幹 美里：向出主査
安濃：江副主査

議事録署名者 9 竹尾 泰・ 10 田中 茂人

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 時効取得による所有権の移転について
報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 6 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>
議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第 1 8 条第 3 項の規定による意見書
の提出について (賃貸借権、使用貸借) <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第8回第1農地部会を開催させていただきます。
 本日の欠席は3番 下井 弘委員、5番 若林 卓哉委員、23番 水谷 隆委員の3名で、出席委員は11名です。
 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 9番 竹尾 泰委員、10番 田中 茂人委員、よろしくお願いします。
 それでは初めに、会長専決等の報告等に入ります。
 事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から2で、件数は2件、合計面積は3,748.00㎡で、すべて田でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 2ページから10ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から15で、件数は15件、合計面積は90,359.30㎡で、その内訳は田が77,354㎡、畑が13,005.30㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 11ページをお願いします。
 報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
 番号1 権利者 _____、申請地は田で、取得年月日は平成10年1月30日でございます。
 以上、件数は1件、合計面積は938㎡で、すべて田でございます。
 この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。
- 12ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
 番号1 駐車場用地
 番号2 駐車場及び公衆用道路用地
 番号3 一般個人住宅用地
 以上、件数は3件、合計面積は473.60㎡、その内訳は田が304.60㎡、畑が169㎡でございます。
- 13ページをお願いいたします。
 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権

移転)、でございます。

番号1 共同住宅用地

番号2、番号3 一般個人住宅用地

番号4 太陽光発電施設用地

番号5 敷地拡張

以上、件数は5件、合計面積は2, 579. 57㎡で、その内訳は田が840. 57㎡、畑が1, 739㎡でございます。

14ページをお願いします。

報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 _____、主たる耕作物 サカキ、耕作面積 田が35ha、畑が40haでございます。

以上件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、15ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町北端_____, 登記地目・現況地目とも田、面積 970㎡、受人 _____、面積 8, 163㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号2、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町北端_____, 登記地目・現況地目とも田、面積 970㎡、受人 _____、面積 8, 163㎡、渡人 _____ 1名。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号3、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町北端_____, 登記地目・現況地目とも田、面積 970㎡、受人 _____、面積 8, 163㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号4、地区 雲出、申請地 雲出島貫町東大年_____, 登記地目・現況地目とも田、面積 448㎡ 外1筆、合計面積 894㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____ 外1名。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号5、地区 新町、申請地 神納町_____, 登記地目 田、現況地目 畑、面積 147㎡、受人 _____、面積 162㎡、渡人 _____。

譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためで

す。

番号6、地区 大里、申請地 大里川北町東谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 267㎡、外1筆、合計面積 300㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号7、地区 栗真、申請地 栗真小川町南浦____、登記地目・現況地目とも畑、面積 595㎡、受人 ____、面積 9,979㎡、渡人 ____。

譲受理由および譲渡理由は、自作地相互の交換のためです。

16ページをお願いします。

番号8、地区 栗真、申請地 栗真小川町南浦____、登記地目・現況地目とも畑、面積 595㎡、受人 ____、面積 742㎡、渡人 ____。

譲受理由および譲渡理由は、自作地相互の交換のためです。

番号9、地区 白塚、申請地 白塚町北永定____、登記地目・現況地目とも畑、面積 164㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は9件、合計面積は5,605㎡で、このうち田が3,951㎡、畑が1,654㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1から番号3 地区 高茶屋、と 番号4 地区 雲出、お願いします。

事務局 番号1から番号4について、下井委員が今日は欠席ですが、8月8日に現地確認をされまして、特に問題はなかった旨の報告を受けていますので報告させていただきます。

議長 番号5 地区 新町、お願いします。

川邊委員 2番川邊です。6月に____さんから事前相談がありまして、現地確認をして問題がありませんでした。7月に推進委員と両名で会いまして、現地確認して問題ございませんのでよろしくお願いいたします。

議長 番号6、地区 大里、お願いします。

事 務 局	若林委員は今日欠席でございますが、8月8日に現地確認をして特に問題なかった旨の連絡を受けておりますのでご報告致します。
議 長	番号7、番号8 地区 栗真、お願いします。
坂野委員	21番坂野です。地元推進委員と現地を確認したところ特に問題ないということですのでよろしくお願いします。
議 長	番号9、地区 白塚、お願いします。
田村委員	4番田村です。8月8日に地元推進委員と現地確認を致しました。特に問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。
議 長	番号1から番号9について、地元委員さんから異議なしということでした。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第1号について、許可をすることに決定いたします。 次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	17ページをお願いします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 大里、申請地 大里窪田町花村_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 661㎡の内293㎡、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。 平成7年頃から転用・造成していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。 以上、件数は1件、面積は293㎡で、畑でございます。 いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 大里、お願いします。
事 務 局	若林委員から8月8日に現地確認をして、農業用倉庫として特に問題ない旨の連絡を受けておりますのでご報告いたします。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございました。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

それでは異議なしと認め、議案第2号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

18ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 大里、申請地 大里川北町東谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 214㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を農家住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗真、申請地 栗真町屋町北浜____、登記地目・現況地目とも田、面積 836㎡ 外3筆、合計面積 1,793㎡、受人 ____、渡人 ____ 外3名。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

平成30年頃から資材置場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 白塚、申請地 白塚町北永定____、登記地目・現況地目とも畑、面積 499㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 神戸、申請地 野田千束____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,052㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、464.94㎡、パネル設置率は、44.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 神戸、申請地 野田柳谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 235㎡ 外1筆、合計面積 1,203㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、464.98㎡、パネル設置率は、38.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

19ページをお願いします。

番号6、地区 上野、申請地 河芸町西千里風ヶ坂____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1 6 8 m² 外2筆、合計面積 1, 5 2 5 m²、受人 ____、渡人 ____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、3 7 1. 9 8 m²、パネル設置率は、2 4. 4 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 明、申請地 芸濃町林切畑____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 4 1 1 m²、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、4 9 5. 9 8 m²、パネル設置率は、3 5. 1 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 明、申請地 芸濃町林切畑____、登記地目・現況地目とも畑、面積 5 8 8 m² 外1筆、合計面積 1, 1 1 0 m²、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、3 7 1. 9 8 m²、パネル設置率は、3 3. 5 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 明、申請地 芸濃町林切畑____、登記地目・現況地目とも畑、面積 3 8 6 m² 外3筆、合計面積 9 1 9 m²、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、4 4 9. 4 8 m²、パネル設置率は、4 8. 9 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

20ページをお願いします。

番号10、地区 明、申請地 芸濃町中縄仲小路____、登記地目・現況地目とも畑、面積 8 0 5 m² 外1筆、合計面積 1, 0 4 9 m²、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、4 0 1. 6 2 m²、パネル設置率は、3 8. 3 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 高宮、申請地 美里町五百野上之郷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 6 0 1 m² 外2筆 合計面積 1, 1 3 3 m²、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、4 6 4. 9 8 m²、パネル設置率は、4 1 %になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 明合、申請地 安濃町栗加宮之谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,010㎡ 外1筆、合計面積 1,023㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、395.62㎡、パネル設置率は、38.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 明合、申請地 安濃町戸島川南____、登記地目・現況地目とも畑、面積 208㎡ 外2筆、合計面積 663㎡、受人____、渡人____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、315.15㎡、パネル設置率は、47.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉____、登記地目・現況地目とも畑、面積 720㎡ 外1筆、合計面積 1,215㎡、受人____、渡人____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、495.98㎡、パネル設置率は、40.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

21ページをお願いします。

番号15、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉____、登記地目・現況地目とも畑、面積 892㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.99㎡、パネル設置率は、31.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉____、登記地目・現況地目とも畑、面積 935㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.99㎡、パネル設置率は、29.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉____、登記地目・現況地目とも畑、面積 347㎡ 外1筆、合計面積 918㎡、受人____、渡人____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、278.99㎡、パネル設置率は、30.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 127㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、433.98㎡、パネル設置率は、38.5%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 草生、申請地 安濃町草生船倉____、登記地目・現況地目とも畑、面積 991㎡、受人____、渡人____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、278.99㎡、パネル設置率は、28.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は19件、合計面積は19,672㎡で、このうち田が4,787㎡で畑が14,470㎡、その他が415㎡でございます。
いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 大里、お願いします。

事 務 局 番号1 大里について、今日は欠席の若林委員から、8月8日に現地の確認を行いまして、農家住宅用地として特に問題なかった旨の連絡を受けておりますので報告を致します。

議 長 番号2、地区 栗真、お願いします。

坂野委員 21番坂野です。8月8日に現地調査に行けなかったもので、事前に現場を確認してきました。当日は地元推進委員と事務局で確認を行いました。問題ないということで、これにつきましては、すでに一部使っているところもありますので、事後承認という形になりますが、今後転用して有効に使われるのではないか、問題ないと思われます。

議 長 番号3、地区 白塚、お願いします。

田村委員 4番田村です。8月8日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局説明通り問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 番号4、番号5 地区 神戸、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。8月8日に現地確認を行いまして、現地は草がひどいところでして、使われていないので、太陽光発電ということで問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長	番号6、地区 上野、お願いします。
喜多委員	8 番喜多です。これ事務局の説明通り何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。
議 長	番号7から番号10 地区 明、お願いします。
竹尾委員	9 番竹尾です。8 月 8 日に地元の推進委員の方と事務局とで現地確認をしました。いずれも太陽光発電に使われるということで、草ぼうぼうのところが多かったのですが問題ないという判断しました。よろしくお願いします。
議 長	番号11 地区 高宮、お願いします。
清水委員	11 番清水です。8 月 8 日の現地確認を行いました。本庁から局長、次長さんが来ていただきまして、じっくり見ていただきました。地元推進委員と美里の事務局と行きまして、事務局からの説明通り何も問題ないということで、よろしくお願いします。
議 長	番号12、番号13 地区 明合、お願いします。
平松委員	12 番平松です。8 月 8 日に現地確認をしまして、二つの物件とも管理はされているのですが、太陽光も仕方がないかなあということで、問題ないという事でよろしくお願いします。
議 長	番号14から番号19 地区 草生、お願いします。
横山委員	13 番横山です。先ほどの番号12、番号13と同じ場所と言っていいほどのところなんですが、この辺り一帯だんだん太陽光になっていくなあということですが、管理されているので問題ないということで、よろしくお願いします。
議 長	番号1から番号19について、地元委員さんから、異議なしという発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	22ページをお願いします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 番号1、地区 大里、申請地 大里窪田町花村____、登記地目・現況地目とも畑、面積 311㎡、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を農家住宅用地とするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、申請地 大里窪田町花村____、登記地目 畑、現
況地目 雑種地、面積 114㎡、借人 ____、貸人 ____。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

平成7年頃から転用・造成していた旨の始末書の提出がありますことから、
これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は425㎡で、すべて畑でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2 地区 大里、お願いします。

事 務 局 若林委員からですが、8月8日に1番 農家住宅用地を確認して問題なかつ
た旨の連絡を受けておりますので報告を致します。

2番につきましても、農業用倉庫用地として特に問題はなかった旨の連絡を
を受けておりますので報告を致します。

議 長 番号1、番号2について、代理の事務局から、異議のない旨の報告でござい
ます。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定い
たします。

次に別冊でお配りしました、議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部
を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用
集積計画の決定についてです。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法
律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、で
ございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で2,607.91㎡、畑の使用貸借で9,360㎡、
契約件数は5件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で19,179㎡、契約件数は2件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で33,487㎡、契約件数は15件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借で6,819㎡、契約件数は2件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で8,389㎡、契約件数は4件でございます。

香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて70,481.91㎡、畑の集積は、使用貸借で9,360㎡、合計契約件数は28件、合計面積は79,841.91㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区4件、河芸地区2件、安濃地区3件、芸濃地区2件、美里地区は4件で合計15件、合計面積は52,763㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で53.5%、面積で66%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は2ページにあります1-5-2になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号3-2についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長	この件についていかがでしょうか。 3-2 該当 P 15
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございました。 入室をお願いします。
	< 入 室 >
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。
	次に議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。 3ページをお願いします。 件数は5件、合計面積は29,405㎡で、すべて田でございます。 意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。 また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。 今回提出させていただきました促進計画につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	ありがとうございます。これらの案件につきましては適正であると認め、農

地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第8回第1農地部会を終了いたします。

午前10時40分

令和6年8月16日

議事録署名者

議事録署名者
